

山口県報

令和4年
2月15日
(火曜日)

目 次

○告示

保安林予定森林（山口市）（森林整備課）

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）

道路の区域の変更（道路整備課）

道路の供用の開始（道路整備課）

○公告

県営室津地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）

萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）



山口県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和四年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐中字福谷一一三八九の一（次の図に示す部分に限る。）、阿東徳佐

下字スタイ谷一一四八九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十九年山口県告示第四百四十三号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年十二月二十一日限り消滅した。

令和四年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

東和町東部加入区 白木加入区

徳山市加入区 山口市加入区

彦島加入区 豊浦町加入区

橘加入区 上関加入区

山陽小野田市加入区 下関市東部加入区

萩市中部加入区

山口県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 美祢菊川線
道路の区域

区間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
新	旧	最狭 最広	七・〇 八・〇〇	三八〇・〇	備考
最狭 十四・六					道路改良工 事の完了による。

山口県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 美祢菊川線	美祢市東厚保町川東字和田ノ沖一七八八の一地先から同市東厚保町川東字神田一五六一の四地先まで	令和四年二月十六日



(一) 県営室津地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営室津地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

令和四年二月十五日印刷
令和四年二月十五日発行

発行人 山口県知事

県営室津地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
縦覧の期間
令和四年二月十六日から同年三月七日まで

二 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一) 萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画下水道萩市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課